



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

塩野谷 英城

今年4月1日に弁理士法第1条の使命条項が施行されました。使命条項は、以下のように規定されています。

(弁理士の使命)

第一条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

私たち弁理士には、知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資する使命がある、ということです。私たち自身は、日頃行っている業務がこの使命を果たしているかどうかを考える必要があるでしょうし、周囲からは、弁理士がこの使命を果たしているかどうか、という目で見られることとなります。弁理士のコンプライアンスが益々重視されます。

以下、私が担当を仰せつかっております委員会等について、弁理士の使命に関わる事項も含めまして、ご案内いたします。

1. 会員問題担当

会員の皆様に業務上見直して頂きたい点があると

き、必要な指導をさせて頂く場合がございます。折角紙面を頂きましたので、今回は同じ事例が複数生じている、特にご注意いただきたい事項について、書かせて頂きます。

<<< 予納口座の残高不足にご注意ください >>>

予納口座が残高不足のまま、予納台帳番号を記載して手続を行いますと、手数料補正の指令がかかります。これは、特許庁の審査、登録設定等の各種手続の遅延につながり、行政の円滑な遂行を阻害するおそれがあります。また、手続の依頼人に無用なリスクを与え、手続の完了が遅延するなどの不利益を与えます。弁理士の品位及び信用にも関わります（弁理士法第3条、第29条）。

予納口座の管理を事務方に任せている場合、会員自らが定期的に予納口座の残高を確認して頂くようお願いいたします。予納口座の残高は、特許庁から月例で報告されるほか、インターネット出願ソフトの「補助」タブから情報を取得することができます。うっかり入金を忘れていた、ということもあるでしょうが、ご注意いただきたいと思います。

2. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会の職務の一つに苦情対応があります。これは、会員の業務に関する苦情を受けたとき、事実の確認、調査及び当事者間の意見調整を行うものです。苦情の内容は様々ですが、なかでも、会

員から依頼人に対する説明不足が原因で後の苦情に繋がっているケースが多く見られます。苦情が上がりますと、当事者には相当の時間を割いて頂くことにもなりますので、会員の皆様には、日頃から依頼人にしっかり説明する、という意識をもってご対応いただければ幸いです。

悪質な事案については速やかに公表し、類似の事案の拡大を防止すべき、という意見もあります。現行の処分手続では、処分の執行に至って事案を公表します。しかし、処分の執行に至るまでには、複数の委員会を経て調査及び判断がなされるため、慎重を期すことができる一方で、事案の公表までに時間を要するという問題があります。悪質な事案については速やかに公表することが可能か、所定の委員会で検討することを予定しております。

3. 企業弁理士知財委員会

企業内弁理士は、事務所弁理士とは立場が異なりますが、そうであっても、上記の弁理士の使命があることに違いはありません。企業にお勤めの会員の皆様は、企業に所属しながら、どのように弁理士の使命を果たすことができるだろうか？ということをちょっと考えてみて頂きたいと思います。

企業弁理士知財委員会は、企業に勤務する60名の弁理士で構成され、特に企業内弁理士のスキルアップに寄与する活動を行っています。今年度は、使命条項を踏まえた企業内弁理士の社会的役割についても検討し、上記の問いに対する解の一例を示したいと考えています。

4. 不正競争防止法委員会

使命条項が規定するように、弁理士は広く知的財産に関する専門家です。いま、弁理士には、従来の出願による権利化だけでなく、技術の秘匿化や他社への技術提供などを含むオープン・クローズ戦略の提案が期

待されています。今年度の不正競争防止法委員会では、技術的営業秘密を的確に保護する方策について検討し、その成果を会員の皆様と共有することを考えています。また、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)がサービスを予定しているタイムスタンプ保管システムについても最新情報の収集につとめ、会員の皆様に情報を提供してまいります。さらに、営業秘密侵害行為に関する不正競争防止法の改正が予定されていますので、その研修への協力も行ってまいります。

5. 弁理士法改正委員会

弁理士法改正委員会は、使命条項を始めとする弁理士法の改正への取り組みを終え一段落です。しかし、上記の営業秘密侵害行為について水際での取り扱いが流動的であり、弁理士の業務範囲への影響も懸念されるため、その動向を追う必要があります。また、LLP(リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)の導入の可能性や、弁理士試験制度についても当委員会で引き続き検討を行います。次の弁理士法の改正に向けた新たな助走を開始します。

6. 産構審営業秘密小委員会サポートワーキンググループ

産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会での活動をサポートするワーキンググループです。昨年度に引き続き、同委員会に出席する当会の会員をサポートすべく、同委員会の検討事項に関し、当会内での検討や提言を行います。同委員会では今年度も営業秘密の保護・活用に関して多数の項目が検討されると聞いています。貿易円滑化対策委員会や不正競争防止法委員会等からの横断的な選抜メンバーにより、本会の考えを積極的に示してゆきます。

7. 政務報告ワーキンググループ

政務報告ワーキンググループでは、日本弁理士政治連盟（以下「弁政連」）との情報交換を行っています。議員さんとのパイプを繋ぐ弁政連の活動は、私たち弁理士の声を知的財産制度に反映するためにとっても重要なものです。もしそのパイプが細くなり私たちの声が届かなくなれば、私たち弁理士が望まない知的財産制度になってしまうかもしれません。弁政連の活動は、弁政連の会費によって支えられていますが、弁理士の数に対して弁政連の会費にご協力いただいている割合が低いと聞きます。弁政連の活動の重要性をご理解いただき、会費にご協力いただける方が増えることを切に望みます。

8. 情報企画委員会

情報企画委員会では、昨年度は弁理士ナビの仕様を見直し、表示項目や使い勝手の改善を行いました。今年度は、さらに弁理士ナビの英語版を作る予定です。これは、海外の依頼人が日本の弁理士を探し易くするための施策です。また、昨年度導入された新テレビ会議システムに Web 端末から参加する環境の検討も行います。Web 端末からテレビ会議システムに接続することにより、今まで地理的な都合で委員会等に出席できなかった会員の委員会等への参加も期待されま

す。さらに、会員の皆様の実務に役立つ情報を外出先等でモバイル機器から利用できるような情報システムの構築も検討することになっています。

9. 支部担当

北海道支部と中国支部の担当を仰せつかっております。今年度は全国支部化から 10 周年にあたる年であり、各支部で 10 周年記念行事の準備が進められています。各支部の特色のあるイベントが今から楽しみです。知的財産権の活用を地方創生に繋げようとする流れの中で、支部会員による中小企業等支援活動は、ますます重視されるものと思います。北海道および中国地方においても中小企業等支援への支部会員の皆様のますますのご協力をお願いいたします。

10. 結び

この原稿を書いている現在、今年度の会務が始まって 2ヶ月が過ぎようとしています。正直なところ、思っていた以上に対処すべき事項が多く、なるほど先輩方の「副会長は大変だ」という言葉が身に染みます。しかしながら、最後まで何事も諦めることなく取り組んで参ります。皆様の会務へのご協力をよろしく願いいたします。